

# 根白報

(10月1日現在)	(9月中)
人口・33,766	出生・47
男・16,189	死亡・21
女・17,577	転入・65
世帯・6,454	転出・58

## 5年間で37倍(クル) 地用 宅転

農地の移動や農地以外に地目の変更をするときは、県知事の許可がなければならず、この申請には、農地を農地以外に転用するときは四半申請で、さらに(8)他人の農地を借りたり、買ったり、もたらしたりして農地以外のものに転用するときには第五条によって一それぞれ申請することになっていいます。これらの申請をするときに必要な書類をあげると、

- 1.登記簿の抄本
  - 2.申請当時の住民票抄本
  - 3.贈与の場合は推定相続人の同意書
  - 4.登記簿の抄本
  - 5.申請土地付近の状況図
  - 6.隣地承諾書
  - 7.資金の調達証明(一般住宅の場合は不要)
- などですが、法人または団体の場合には、以上のほか
- 1.法人登記簿抄本
  - 2.定款または規約

## 多い手続きのミス 農地相談室の利用を

新国道の開通は、マイカー族やマイホーム族の増加に拍車をかけ、近年の建築ブームは驚くほどのスピードで進んでいます。それとともに農地の売買や交換、転

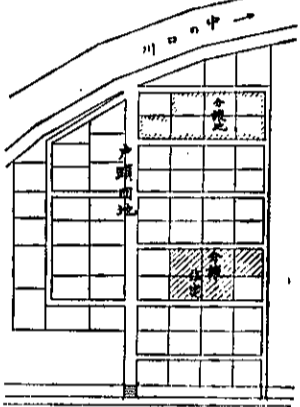
## 今年度の道路工事 十二月いっぱい完了

住みよいまちづくりをスロガンとして取り組まれている、市の道路整備事業は、いまま道と国道をつなぐろっ骨道路の整備改良へと進んでいます。今年度当初予算で計上された道路の新設改良費は、約二千六百万円でしたがその

## 希望者を募集 宅地分譲

新鴻県住宅供給公社では、十一月五日からつぎの要領で宅地分譲の公募を行います。公社が行なう宅地分譲の特長は、住宅を建設するときに住宅金融公庫の融資が自動的に受けられること、抽せんなどの必要がなく、譲り受け人にとって極めて便利にできています。また今回行なわれる戸頭団地には、すでに昨年とことしに募集された分譲住宅が五戸建てで、電気、水道、ガス配管など、日常生活に必要な設備は、もちろん、道路、側溝、排水施設についてもすべて完備されており、環境も閑静で

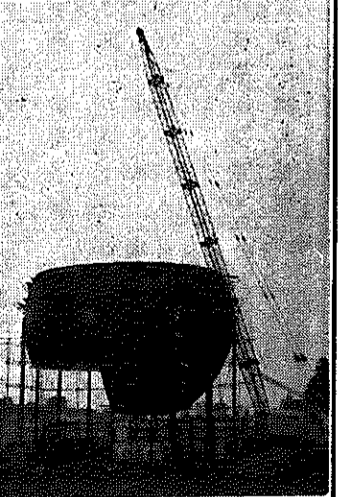
- 募集要領
- 1.団地名と所在地
  - 2.分譲区画数
  - 3.一区画平均面積二〇〇平方メートル
  - 4.譲渡予定価格一平方メートル三、〇九六円



よって罰せられることになっていきます。必ず許可の通知が来てから工事に着手してください。また、建物を建築する場合は、許可を受けてから原則として一年以内に完成させなければならぬことになっており、許可後着工までの間、六カ月目、九カ月目、十二カ月目にそれぞれ工事の進行状況を、農業委員会経由で知事に報告しなければならぬことになっていきます。そして工事完了後はすみやかに完了報告をして地目変更の手続きをしなければなりません。工事がいつまでも完了しなかったり、地目変更の手続きが遅れたりすると、いつまでもたっても農地から他の地目に変更することができません。市の農業委員会では、どんな小さなことでもよいから、

## ガス消費量5年で10倍

いま古川地内でガスホルダーの建設が急ピッチに進められています。これは年々都市ガスの使用量がふえ、戸石地内のガスホルダー一基だけではまかないきれないもので増設されているものです。本市のガス事業は三十八年地盤沈下にもなるガス規制によって、翌三十九年から創業され、ことしで五年目を迎えています。当初千二百戸程度の供給戸数であったのが、昨年度(四十二年)の決算期には、二倍強の二千五百八十戸となり、供給量においても九万三千立方メートル、約十倍の九十二万立方メートルと驚くほどの伸びを示しています。



建設されるガスホルダー

市・県民税 第三期 納期限は十月三十一日です。お忘れなく納めてください。

交通災害共済 九月一日に発足した「新鴻県交通災害共済組合」は、まもなく二カ月を過ぎようとしています。本市の同組合への加入状況は、今月二十一日現在で三十一・一割となりま

これを各地区別の加入状況からみると、加入率の高い方では、大郷地区の四十三・二割をトップに、茨倉根地区の三十七・三割、続いて新飯田地区の三十五・九割などとなっています。また加入率の低い方では根岸地区の二十・四割をしながら、白井地区二十七・二割、庄瀬地区の二十九・八割などとなっています。さらに高校生以上のおとなと、中学生以下の子どもとの加入率をみると、おとなの加入率は三十一・一割、子どもの加入率は三十一・九割となり、なっており、全体では県下の

無料店舗診断か 最近、店舗の改装や改装が、あちこちで見受けられます。そこで「せっかく改装、改装するなら専門家の指導を得ては」と市商工課では、診断希望者を受け付けています。1.申し込み期限 十一月十日まで 2.診断員 昨上政市先生 3.診断料 無料 4.対象店舗 改装改装をしようと思ふ店 5.申し込み先 市商工課 なお、くわしく知りたい場合は、市商工課(四二二二)へ問い合わせください。



十月は「天高く馬肥ゆる秋」とむかしからいわれ、その馬を見ることもなくなり、このよい季節に、おおいに栄養をつけ、充分な運動をして、健康の増進につとめたいものです。 また、これからはいわゆる灯火親しむ候です。月末から来月にかけて読書週間も始まり、本に親しむ行事も多くなります。わたくしたちの生活をふり返ってみると、本を読むことがたいへん少なくなっています。この辺で、もう一度「良い本を読む」ことを考えてみましょう。 さて、いよいよ暖房器具の活躍する季節になりました。このごろでは、火ばちのかわりにストーブを使う家庭が多くなっています。そのストーブも、永い冬の間使うので、維持費の安さという点から、圧倒的に石油ストーブが使われているようです。 この石油ストーブも、ちょっとした取り扱いのあやまりで火事のもとにもなります。つきにあげる項目を、とくに注意しましょう。 ●器具については注意書を充分読むこと。わからないところは販売店や、なつとくのいくまで聞く。 ●器具を過信してはいけない。 ●ストーブの上にはやかんなどをのぞかない。煮物などはやめる。 ●置き場所には注意する。周囲に火のつきやすいものをおかない。入口付近にはおかない。 ●火をつけたまま灯油をいれない。